

<届出事項の異動届 記載例:1> (異動があった項目のみ記載してください。)

別紙4 (※ 本様式は、郵便等により提出することはできません。)

届出事項等の異動届

令和△△年 9月12日

青森県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 **あおもり花子後援会**
 事務所の所在地 **青森県青森市長嶋7丁目○番○号**
MKビル2号
 代表者の氏名 **十和田 薫野**
(注) 新の届出で記入すること

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容
 に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容	異動年月日
ふりがな 政治団体名	新 旧	令和
主たる事務所の所在地	(〒030-0000) 電話(017-700-0000) 新 青森県 青森市長嶋7丁目○番○号 MKビル2号 旧 青森市長嶋△丁目○番○号	令和 ○・11・17
ふりがな 代表者	氏 名 住 所 生年月日 新 とわだ かやの (〒030-0000) 電話(017-711-1111) 大・昭・平・令 十和田 薫野 青森市田代○丁目4番4号 ×・2・21 旧 陸奥 林楠	令和 ○・11・17
ふりがな 会計責任者	新 弘前市大字相馬岩木○丁目9番地9 (住所、電話番号のみの異動) 旧	令和 ○・11・17
ふりがな 職務代行者	新 旧	令和
国会議員関係 政治団体の 区 分	新 旧	令和
そ の 他		令和

(備考)

- 異動の日から7日以内に届け出ること。
- 異動のない欄は、記載しないこと。
- 代表者本人が届け出る場合については本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

<提出年月日>

県選管に書類を提出するために来庁した日を記載してください。

<政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名>

- 県選管に届け出ているとおりに記載してください。
- 政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者に異動があった場合には、異動後の名称等を記載してください。
- 代表者の氏名は、①記名(提出時に本人確認等が必要)、②代表者本人の自筆署名、③記名押印のいずれかにより記載してください。

○「旧」の欄にこれまで届け出ている内容を記載し、「新」の欄に異動後の内容を記載し、異動年月日を記載してください。

※ 異動事項ごとの注意事項

- <政治団体の名称>
 - ふりがなも記載してください。
 - 規約も変更する必要があります。
- <主たる事務所の所在地>
 - 郵便番号と電話番号も記載してください。
 - 選管から郵便物を送る際は、原則として主たる事務所の所在地に送付しますので、ビル等の名称、部屋番号等も記載してください。
 - 規約中、主たる事務所の所在地に関する規定に地番まで記載している場合は、規約の該当する規定も改正する必要があります。
- <代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者>
 - ふりがな、生年月日も忘れずに記載してください。
 - ここに記載する住所、電話番号等はすべて自宅のものを記載してください。なお、転居等により住所・電話番号のみ変わった場合も届出が必要です。
 - 会計責任者と会計責任者の職務代行者は同一人が兼ねることはできません。会計責任者又は会計責任者の職務代行者が異動する場合には御注意ください。
- <国会議員関係政治団体の区分>
 - 新たに国会議員関係政治団体に該当することとなった場合、国会議員関係政治団体に該当しなくなった場合に記載する必要があります。

<提出先>

「主たる活動区域」が2以上の都道府県の区域にわたる場合は、届出先が「総務大臣」となりますので、「青森県選挙管理委員会 殿」の上に、「総務大臣 殿」と書き加えてください。

<その他>

- 「その他」の欄には、①主たる活動区域、②支部の有無、③規約、④課税上の優遇措置の適用関係の有無等に異動があった場合に、その旨を記載し、関係書類を添付してください。
- 規約を改正した場合は、新しい規約を必ず添付してください。

※ 届出事項の異動届は、異動等があった日から7日以内に、郵便等によることなく、直接持参して提出してください。